

令和4年11月後期定例会議事録

- ・開催日時 令和4年11月28日（月曜日） 13時54分～15時00分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）伊藤委員長 松尾委員 内田委員
（事務局）古賀事務局長 松藤副事務局長 木原人事主幹
土井人事主幹 古賀係長 宮崎係長 西村主事

○議事事項

1 令和4年11月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 令和4年給与勧告及び給与条例等改正に基づく人事委員会規則等の一部改正について

（1）期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県職員給与条例及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部改正に伴い、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する必要がある。

規則案の概要

- 1 令和4年12月期に支給する勤勉手当の成績率の上限を改める。（第12条関係）
- 2 公布の日から施行

(2) 期末手当及び勤勉手当の運用について（通知）の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

運用の改正案の内容

1 令和4年12月期の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、職員の区分ごとの勤勉手当の総額を算出する際に用いる支給割合を、以下の表のとおり改正する。

職員の区分		現行	改正案
再任用職員以外	特定幹部職員以外の職員	95/100	105/100
	特定幹部職員（副部長級以上）	115/100	125/100
再任用職員	特定幹部職員以外の職員	45/100	50/100
	特定幹部職員（副部長級以上）	55/100	60/100

2 適用日 通知の日から

(3) 佐賀県人事委員会事務局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

改正の理由

佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正に伴い、佐賀県人事委員会事務局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する必要がある。

規則案の概要

- 1 条例改正に伴う引用条項の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行

3 令和4年度佐賀県職員採用試験（民間企業等職務経験者）の最終合格者の決定について

佐賀県職員の任用に関する規則第11条第1項の規定により、佐賀県職員採用試験（民間企業等職務経験者）の最終合格者（採用候補者名簿への登載者）について、原案のとおり決定した。

○その他

1 行事予定について